

乗入れ口の最大設置幅

(乗入れ口は1施設1箇所)

並列駐車 台数 歩道形態	A型(乗用車・小型貨物自動車)			B型(普通貨物自動車 用6.5t積以下 <sup>※2)</sup> )	C型(大型・中型貨物 自動車用6.5t積をこえ るもの)
	1台	2台	3台以上		
平面	4.2m (3.0m+1.2m)	5.2m (4.0m+1.2m)	6.2m <sup>※1)</sup> (5.0m+1.2m)	7.2m (6.0m+1.2m)	12.0m以下 <sup>※3)</sup> (10.8m+1.2m)
セミマウント	舗装構成A	舗装構成A	舗装構成A	舗装構成B	舗装構成C
マウント(巻込み)	4.0m 舗装構成A	5.0m 舗装構成A	6.0m 舗装構成A	7.0m 舗装構成B	12.0m以下 <sup>※3)</sup> 舗装構成C
賃貸マンション・店舗 (小規模)	乗用車・小型貨物自動車 舗装構成 豊田市タイプ				
大規模マンション・店舗 (大規模)	乗用車・小型貨物自動車 舗装構成 豊田市タイプ				
大規模駐車場 (間口30m以上)	入口と出口の2箇所に分けて10m以上 の間隔をあけて設置する 舗装構成 豊田市タイプ				

※1) 歩道幅員が極端に狭く、乗用車の出入りが困難な場合はB型の設置を可能とする。

(ただし舗装構成、構造等もすべてB型となる。)

※2) 6.5t積以下であっても車荷走行軌跡図により必要であればC型の設置を可能とする。

(ただし舗装構成、構造等もすべてC型となる。)

※3) C型については、最大乗入幅を示す。設置にあたっては、車荷走行軌跡図により必要幅を算出する事を基本とする。

(12mは最大であり、12m開けることが標準ではない。)

その他

◎施設の建替えや乗入口の移設により不要になった既設乗入口の閉鎖、新設乗入口の幅について  
建替え等に伴い不要になった乗入口については必ず閉鎖すること。また、移設する乗入れ口の幅は  
既設の幅によらず上記基準を適用する。

◎隣接地と乗り入れが近接する場合

乗入口は所有敷地の間口内で設置する事を原則とする。隣接地との境界付近に設置する場合は、すりつけブロックの  
最上部が境界の延長上になるようにする。

◎隣接地と乗り入れが連続する場合

原則として認められない。ただし、間口の広さや既存の建物の形状、隣接地の乗入れ位置等で真に止むを  
得ない場合は可とする。(隣接との境界から乗入れ設置幅+1.2m(巻込みタイプを除く)をとることを原則とする。)

◎一般住宅で乗入口を2箇所とする場合

原則として1施設1箇所であるが、既存住宅において、真にやむをえない理由で駐車場の増設が必要である場合で、  
駐車場の確保の為に住宅の改築等が必要になる場合には駐車台数によらず乗入口を2箇所とすることができる。  
ただし乗入口は極力連続させないものとする。

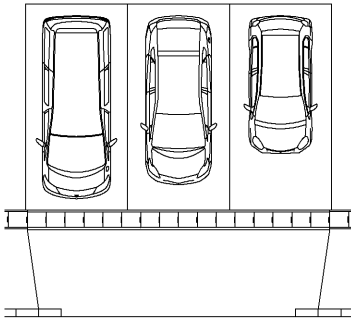
◎消防活動空地がある場合

1. はしご車進入路の幅員については”消防活動空地等の設置指導基準”に従うこと。
2. 乗入口の構造はC型とする。

## 並列駐車台数の考え方

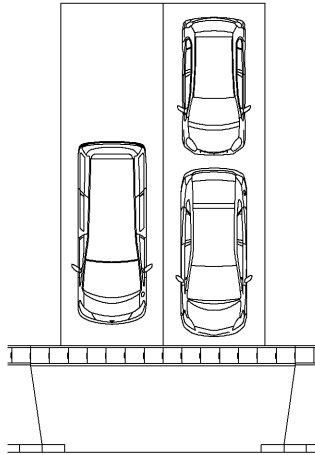
### 並列駐車台数 3 台

3 台以上は民地内で対応すること。



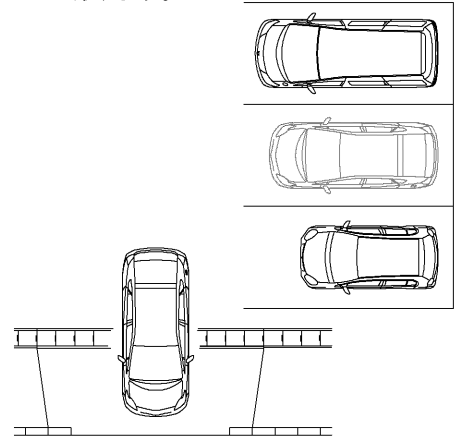
### 並列駐車台数 2 台

縦列駐車は並列駐車台数に数えません。



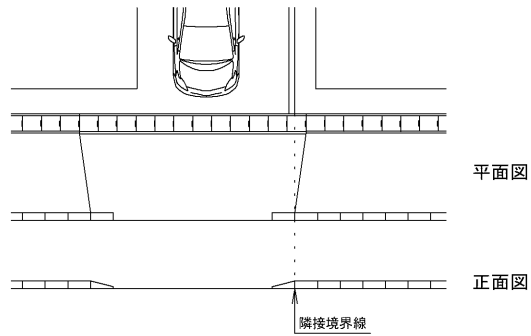
### 並列駐車台数 1 台

駐車場のレイアウトによっては 1 台とみなすことがあります。



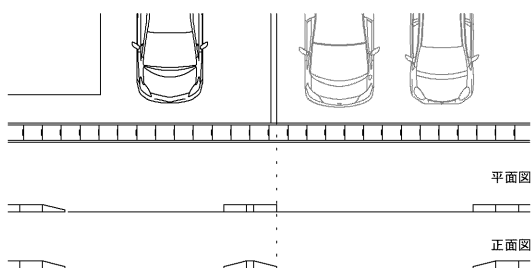
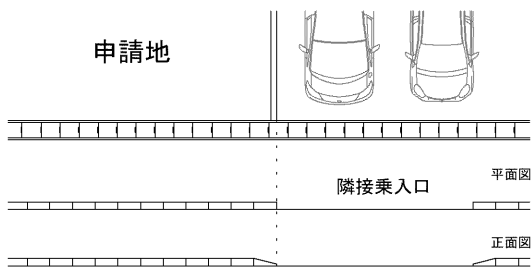
## 隣接地と乗り入れが近接する場合

乗入口は所有敷地の間口内で設置する事を原則とする。  
隣接地との境界付近に設置する場合は、すりつけブロックの最上部が境界の延長上になるようにする。

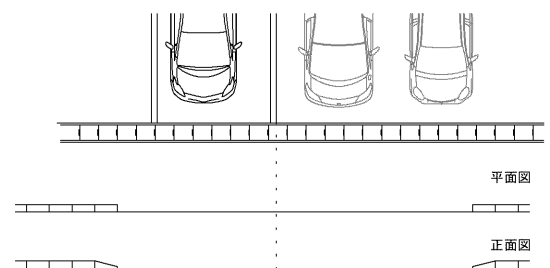


## 隣接地と乗り入れが連続する場合

原則として認められない。ただし、間口の広さや既存の建物の形状、隣接地の乗入位置等で真に止むを得ない場合は可とする。



原則として真ん中にブロックを設置する。



乗入口の基準幅

ブロックの設置がどうしても難しい場合は、境界から乗入口の基準の幅をとる。